

大和町文化財保護協会規約

第一章

(名称)

第一条 本会は、大和町文化財保護協会と称する。

2 本会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第二条 本会は、各専門委員の協力を得て、本地域の文化財の保護、顕彰及び活用に努めるとともに、会員相互の研究を深め、もってこの地域住民の文化の向上に資する。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 文化財の保護、顕彰及び活用に関すること
- 二 文化財の調査、研究
- 三 文化財に関する講習会、研究会、文化財めぐり等の開催実施
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章

(会員)

第四条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同し、会費年額 2,000 円を納めるもの
- 二 家族会員 前号の会員の家族で、会費年額 1,000 円を納めるもの
- 三 特別会員 本会の事業を後援し、特別会費年額一口 3,000 円以上を納入するもの
- 四 賛助会員 本会の事業に賛助し、賛助会費年額一口 10,000 円以上を納入するもの

(入会)

第五条 会員になろうとするものは、年会費を事務所に納入することでその資格を得る。

第三章

(役員)

第六条 本会には、次の役員を置く。

理事 30 名以内（内 会長 1 名、副会長 2 名、書記 1 名、会計 1 名）とする。監事 2 名。

- 2 理事、監事は、総会でこれを選出する。
- 3 会長、副会長は、理事の互選とする。

(任務)

第七条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。
- 3 本会の事務を処理するため、書記、会計を置き、理事の中から会長が任命する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたる。

5 会長、副会長、書記、会計は、執行部を構成し、会務の執行にあたる

6 幹事は、会計を監査する。

(任期)

第八条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び名誉会長)

第九条 本会は、会長の推薦により、総会の議を経て顧問及び名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会に出席することができる。

第四章

(会議)

第十条 執行部会、理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は毎年1回、会計事業年度終了後1か月以内に、会長が招集する。ただし、会長または理事会が必要と認めた場合には、臨時に総会を招集することができる。

(決議)

第十一条 総会及び理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(重要事項)

第十二条 次の事項は、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 その他、理事会において必要と認めた事項

第五章

(経費)

第十三条 本会の運営に要する費用は、会費、事業に伴う収入、寄付金及び補助金などをもって支弁する。

2 会費の中から、金20,000円を郡上市文化財保護協議会へ負担金として納入する。

(会計年度)

第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章

(その他)

第十五条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要があるときは、総会に諮って細則を設けることができる。

付 則

1. 規約の変更は、総会の議決による。

昭和52年7月29日制定

平成12年6月28日一部改正

平成27年5月29日一部改正